

25 B. 30 IV-27

4-1
4/

ツカーサー元帥より吉田総理大臣宛の書簡

一九五〇年六月六日 渉外局発表

天野 463

日本国民をしてポツダム宣言の諸条項に合致させるように援助することは、占領の根本目的である。その条項のうちで最も重要な要請は平和的傾向をもち、かつ、責任ある政府の確立すべき基礎としての平和、安全、正義の新秩序を日本に確立するにある。この目的のために、日本政府はポツダム宣言において「日本国民の間における民主的傾向の強化に対するすべての障壁を除去するようにも時に命令されているのである。」

この要請は、極東委員会が決定した連合国の政策の基本目的の一つとして遂行されてきたが、その履行にあたり、日本政府の機構は再編され、その法規や制度のうちで非民主的なるものは改訂せられ、また、その公的経歴から判断して引きつづき影響を及ぼすことが民主的発展

に有害であると懸念される人物は日本の公務から除去し、かつ、排除されたのである。

占領政策のこの面における指導原理は、防護的のものであつて懲罰的なものではなかつた。その目的と効果とは、日本民主化に当つて、連合国の政策の企図が反民主主義分子の影響及び圧力によつて阻害されないように保証することであつた。その適用範囲の大部分は、征服と搾取の冒険へと導いた日本の全体主義的政策に対して、その地位及び勢力からして責任をもつ人々であつた。しかし乍ら、最近、日本の政界には新らしく、前に劣らず有害を一団が現われ、眞実を歪曲し、大衆の暴動を煽動し、以て、代議民主制の道にそつた日本の顯著な進歩を阻止する手段としてこの平和にして静穏な国土を混乱と抗争の舞台と化し、かつ、日本国民の間において急速に成長している民主的傾向を破壊しようとしているのである。

彼等は共同して正当な機関を蔑視し、法秩序をけいべつし、虚偽且

煽動的な言明その他非合法的な手段を講じ、これらによつて引き起される大衆の混乱を通じ、日本における立憲政府を終局的には、暴力によつて転覆させるに至らしめるような社会不安を引き起こそうと企図した。彼等の無理押しの方法はかつて日本国民をあざむき、かつ、あやまつた方向に導いた軍国的指導者の用いた方法に正しく合致しており、彼等の企図にしてみても達成されるならば、必ずや、日本を一層悲惨な災厄に追込むであらう。

このような無法状態を煽動することを、何らの制約もなく放任することは、たとえ、それが現在ではまだ初期の段階にあるようにみえようとも、連合国の公式に発表した政策の目的及び企図を直接的に否定して、日本の民主的機構を終局的に抑圧し、日本の政治的独立の機会を失わせ、日本民族を滅亡せしめるといふ危険をおかすこととなろう。従つて私は日本政府が必要な行政措置をとつて、次にかかげる日本共産党中央委員会の全委員を公職から除去し、かつ、排除し、一九四

六年一月四日附指令（スキヤピン五四八号及び五五〇号）及びそれにもとづく政令の規定する禁止事項、制限及び義務を彼等に課するよう指令する。

袴田里見、長谷川浩、伊藤憲一、伊藤律、龜山幸三、神山茂夫、春日正一、春日庄次郎、紺野与次郎、岸本茂雄、藏原惟人、松本一三、松本三益、宮本顯治、野坂龍、野坂参三、佐藤佐藤次、志田重男、志賀義雄、白川晴一、高倉輝、竹中恒三郎、徳田球一、渡坂寛

敬具

一九五〇年六月六日

ダグラス・マッカーサー



総理大臣 吉田 茂 殿